

6 通所介護費(平成28年4月1日～)(再掲)

I-資料1

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	中重度者ケア体制加算	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (380 単位)	×70/100	×70/100	×70/100											
		要介護2 (436 単位)														
		要介護3 (493 単位)														
		要介護4 (548 単位)														
		要介護5 (605 単位)														
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (572 単位)														
		要介護2 (676 単位)														
		要介護3 (780 単位)														
		要介護4 (884 単位)														
(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (656 単位)	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位														
	要介護2 (775 単位)															
	要介護3 (898 単位)															
	要介護4 (1,021 単位)															
	要介護5 (1,144 単位)															
	要介護1 (374 単位)															
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護2 (429 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	片道につき -47単位
		要介護3 (485 単位)														
		要介護4 (539 単位)														
		要介護5 (595 単位)														
		要介護1 (562 単位)														
(2) 5時間以上7時間未満	要介護2 (665 単位)															
	要介護3 (767 単位)															
	要介護4 (869 単位)															
	要介護5 (971 単位)															
(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (645 単位)	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位														
	要介護2 (762 単位)															
	要介護3 (883 単位)															
	要介護4 (1,004 単位)															
	要介護5 (1,125 単位)															
	要介護1 (364 単位)															
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護2 (417 単位)	×70/100	×70/100	×70/100											
		要介護3 (472 単位)														
		要介護4 (524 単位)														
		要介護5 (579 単位)														
		要介護1 (547 単位)														
(2) 5時間以上7時間未満	要介護2 (647 単位)															
	要介護3 (746 単位)															
	要介護4 (846 単位)															
	要介護5 (946 単位)															
(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (628 単位)	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位														
	要介護2 (742 単位)															
	要介護3 (859 単位)															
	要介護4 (977 単位)															
	要介護5 (1,095 単位)															

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)

ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×22/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)	

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

：平成28年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 92-2 地域密着型通所介護費**
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

92-2 地域密着型通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	中重度者ケア体制加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	個別送迎体制強化加算	入浴介助体制強化加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (426 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき+50単位	1日につき+45単位	1日につき+46単位	1日につき+56単位	1日につき+60単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位 (月2回を限度)	1回につき+150単位 (月2回を限度)			1日につき+94単位	片道につき+47単位
		要介護2 (488 単位)																
		要介護3 (552 単位)																
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護4 (614 単位)																
		要介護5 (678 単位)																
		要介護1 (641 単位)																
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護2 (757 単位)																
		要介護3 (874 単位)																
		要介護4 (990 単位)																
(1) 3時間以上6時間未満 (1,007単位)	要介護5 (1,107 単位)																	
	要介護1 (735 単位)																	
	要介護2 (868 単位)																	
(2) 6時間以上8時間未満 (1,511単位)	要介護3 (1,006 単位)																	
	要介護4 (1,144 単位)																	
	要介護5 (1,281 単位)																	

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)

ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×22/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)	

イ：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目